

議 事 録

第 8 回

東村農業委員会総会

平成30年8月24日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成30年8月24日(金) 午後1時30分～午後 時 分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

農地利用最適化推進委員（5人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸
外 間 一 功	

4. 欠席委員： なし
5. 議事録署名委員：2番 渡邊 勉 7番 宮城 善則
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 ただいまより、平成 30 年第 8 回東村農業委員会総会を開催致します。会議の出欠状況を報告致します。出席者 6 名、欠席者 0 名です。よって、本日の会議は、会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に会議規則第 13 条の規定により、本日の議事録署名委員に、2 番渡邊委員と、7 番宮城善則委員を指名致します。

また、書記には、事務局の久高を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第 18 号の 1 件となっております。

(3 条①)

議 長 それでは、議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 15 について事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)

以上につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を全て満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 15 について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 15 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(3 条②)

議 長 続きまして、議案第 18 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 16 について事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)

以上につきましても、農地法第3条第2項各号には該当せず、営農計画どおり行えば、許可要件を全て満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号16について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことですので、議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号16について、審議結果を可とすることに決定されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第8回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。